

財団法人新国立劇場運営財団寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人新国立劇場運営財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区本町1丁目1番1号 新国立劇場内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主として独立行政法人日本芸術文化振興会の委託を受けて新国立劇場の施設において現代舞台芸術の公演等を行うとともに、併せて同施設の管理運営を行い、もって我が国現代舞台芸術の創造、振興及び普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 現代舞台芸術の企画、制作及び公演
- (2) 現代舞台芸術の実演家、舞台技術者等に係る研修
- (3) 現代舞台芸術に関する調査研究並びに資料・情報の収集及び活用
- (4) 現代舞台芸術に関する地域交流
- (5) 現代舞台芸術に関する国際交流
- (6) 現代舞台芸術に関する講演会等の開催
- (7) 新国立劇場の施設の管理運営
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 賛助会費
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 15名以上20名以内(うち、理事長1名、副理事長2名以内及び常務理事1名以上3名以内)
- (3) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第16条 会長は、理事会において選任する。

2 理事及び監事は、評議員会で選任する。

3 理事は、互選で理事長を定める。

4 理事長は理事のうちから副理事長及び常務理事を定める。

5 前各項に掲げる役員を選任等に当たっては、文部科学大臣に協議するものとする。

6 理事のうちいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

7 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会長の職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総覧する。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。副理事長が置かれていない場合は、理事長があらかじめ指名した順序により常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 5 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とし、再任されることができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第22条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第23条 この法人には、評議員20名以上25名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 5 第20条及び第21条の規定は、評議員について準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第25条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(事務局及び職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 芸術総監督、芸術監督及び芸術副監督

(芸術総監督、芸術監督、芸術副監督及び芸術参与)

第27条 この法人に、芸術監督若干名を置くものとし、必要に応じ、芸術総監督1名及び芸術副監督若干名を置くことができる。

2 芸術総監督、芸術監督及び芸術副監督は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

3 芸術総監督、芸術監督及び芸術副監督の任期は、4年とし、再任されることができる。ただし、再任の任期については、4年を超えない範囲で、理事会の議決を経て理事長が定める。

4 この法人に、次期芸術監督予定者として芸術参与若干名を置くことができる。芸術参与は、理事会の議決を経て理事長が任免するものとし、その任期は、理事会の議決を経て理事長が定める。

5 この条に定めるもののほか、芸術総監督、芸術監督、芸術副監督及び芸術参与に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第6章 会議

(理事会の招集等)

第28条 理事会は、年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第30条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第31条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存しなければならない。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第32条 この法人に、賛助会員を置く。

- 2 賛助会員は、この法人の運営に関して財政的に寄与する法人その他の団体又は個人とする。
- 3 賛助会員は、賛助会費を納めるものとする。
- 4 賛助会員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第34条 この法人の解散は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散に伴う残余財産は、独立行政法人日本芸術文化振興会に寄附するものとする。ただし、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けた場合は、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附することができる。

第9章 雑 則

(書類及び帳簿の備考等)

第36条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、その限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
 - 3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第37条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

附 則 (略)